

〇一関市生活用水確保施設整備事業補助金交付要綱

平成 31 年 3 月 29 日

告示第 118 号

(目的)

第 1 この告示は、生活用水を確保するための施設を整備する費用について、予算の範囲内で一関市補助金交付規則（平成 17 年一関市規則第 52 号。以下「規則」という。）及びこの告示により補助金を交付し、公衆衛生及び生活環境の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 未普及区域 一関市水道事業及び工業用水道事業の設置等に関する条例（平成 17 年一関市条例第 196 号）第 3 条第 1 項に規定する給水区域以外の区域をいう。ただし、給水区域の区域内であっても、配水管の整備がなされていない、又は整備に相当の期間を要する区域等を含むものとする。
- (2) 飲用井戸等 住宅（自己の居住の用に供する家屋又は家屋のうち自己の居住の用に供する部分をいい、地方税法施行令（昭和 25 年政令第 245 号）第 36 条第 2 項に規定する別荘を除く。以下同じ。）に生活用水を供給する施設のうち第 3 に規定する補助金の交付対象者が設置するものをいう。
- (3) 深井戸 おおむね 20 メートル程度の孔底深度で被圧地下水を取水する井戸をいう。

(補助金の対象者)

第 3 補助金の区分及び補助金の対象者は、別表第 1 のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、補助金を交付しない。

- (1) 市税を滞納している者
- (2) 一関市暴力団排除条例（平成 27 年一関市条例第 38 号）第 2 条第 4 号に規定する暴力団員等及び同条第 5 号に規定する暴力団経営支配法人等
- (3) 過去にこの告示による補助金の交付を受けたことがある者で、当該補助金の交付対象事業の完了の日から 10 年を経過していないもの。ただし、別表第 1 施設整備費補助金 1 (4) 及び 2 (3) を除く。

(補助金の対象経費)

第 4 補助金の対象経費は、次の各号に掲げる経費とする。

- (1) 水源確保工事（深井戸に限る。）に要する経費

- (2) 浄水設備（原則として、水質検査において飲用水として不適となった原因を除去又は改善するための浄水設備に限るものとし、水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号。以下「省令」という。）本則の表の下欄に掲げる基準に適合するように飲用水の水質を浄化することができる設備をいう。）、揚水ポンプ及び貯水施設の設置に要する経費
- (3) 給水管（屋内配管及びこれに直結する給水用具を除く。）及び電気導線の整備に要する経費
- (4) 水質検査（省令本則の表の上欄に掲げる事項について、水道法（昭和32年法律第177号）第20条第3項に規定する地方公共団体の機関又は厚生労働大臣の登録を受けた者が行う水質検査をいう。以下同じ。）に要する経費（前3号に掲げる工事の実施に伴い、当該工事と同時に行うものに限る。）

（補助金の額及び限度額）

第5 補助金の額及び限度額は、別表第2のとおりとする。ただし、算出した補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

（申請の取下期日）

第6 規則第8条第1項に規定する申請の取下期日は、補助金の交付の決定の通知を受領した日から起算して15日以内とする。

（提出書類）

第7 規則に定める書類及びこれに添付する書類並びに提出期日は、別表第3のとおりとする。

（前金払）

第8 市長は、必要があると認められる場合は、補助金の前金払をすることができる。

2 補助対象者は、補助金の前金払を請求しようとするときは、生活用水確保施設整備事業補助金前金払請求書（様式第6号又は様式第6号の2）を市長に提出するものとする。

（補則）

第9 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

制定文

平成31年4月1日から施行する。

改正文（令和3年1月29日告示第19号抄）

令和3年4月1日から施行する。

別表第 1 (第 3 関係)

区分	補助金の対象者
施設整備費補助金	<p>1 深井戸により水源を確保しようとする者、深井戸により水源を確保することが著しく困難であると市長が認めた者又は現に深井戸により水源を確保している者で、次のいずれかに該当する者</p> <p>(1) 未普及区域において、主たる自己の居住の用に供する住宅で、生活用水の確保が困難な者</p> <p>(2) 未普及区域において、新たに主たる自己の居住の用に供する住宅を建設し、その住宅に住所を移転する者</p> <p>(3) 未普及区域において過去 5 年以内に水質検査を受検し、飲用水として不適となった者</p> <p>(4) その他市長が認める者</p> <p>2 深井戸以外により水源を確保している者で、次のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 未普及区域において、主たる自己の居住の用に供する住宅で生活用水の確保が困難な者</p> <p>(2) 未普及区域において、過去 5 年以内に水質検査を受検し、飲用水として不適となった者</p> <p>(3) その他市長が認める者</p>
グループ施設整備費補助金	<p>施設整備費補助金の 1 の交付対象者であって、同一の自治会又は行政区（以下「自治会等」という。なお、2 戸以上の集団（以下「グループ」という。）の代表者の所属する自治会等に隣接する自治会等は、同一の自治会等とみなすことができる。）の区域内を範囲として、グループを組織して、自己の居住の用に供する住宅に飲用井戸等の整備を行おうとする者</p>

別表第 2 (第 5 関係)

区分	補助金の額	限度額
施設整備費補助金	別表第 1 の 1 の対象者 補助金の対象経費から 10 万円を控除した額に 100 分の 80 を乗じた額以内の額	240 万円
	別表第 1 の 2 の対象者 補助金の対象経費から 10 万円を控除した額に 100 分の 50 を乗じた額以内の額	90 万円

グループ 施設整備 費補助金	施設整備戸数が2戸及び3戸の場合 補助金の対象経費から10万円を控除した額に100分の82を乗じた額以内の額	246万円
	施設整備戸数が4戸から9戸までの場合 当該経費の10万円を超えた額の100分の85に相当する額以内の額	255万円
	施設整備戸数が10戸以上の場合 当該経費の10万円を超えた額の100分の90に相当する額以内の額	265万円

別表第3（第7関係）

条項	提出書類及び添付書類	様式	提出期日
規則第4条の 規定による書 類	(施設整備費補助金) 生活用水確保施設整備事業補助金交付申請書 1 工事計画書 2 収支予算書 3 その他市長が必要と認める書類	第1号 第2号 第3号	別に定める
	(グループ施設整備費補助金) 生活用水確保施設整備事業補助金交付申請書 1 補助対象者名簿 2 工事計画書 3 収支予算書 4 その他市長が必要と認める書類	第1号の2 第1号の3 第2号 第3号	
規則第6条第 1項第1号、第 2号及び第3 号の規定によ る書類	生活用水確保施設整備事業変更（中止、廃止） 承認申請書 1 収支予算書（変更） 2 その他市長が必要と認める書類	第4号 第3号の2	別に定める
規則第13条第 1項の規定に よる書類	(施設整備費補助金) 生活用水確保施設整備事業補助金請求書 1 工事实績書 2 収支精算書	第5号 第2号 第3号	別に定める

	3 その他市長が必要と認める書類		
	(グループ施設整備費補助金)		
	生活用水確保施設整備事業補助金請求書	第5号の2	
	1 工事实績書	第2号	
	2 収支精算書	第3号	
	3 その他市長が必要と認める書類		